発議第16号

実効性のある「潤いのあるまちづくり」施策の早期実施を求める決議

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成18年12月21日提出

提出者 高山市議会議員 小井戸 真 人

賛成者 高山市議会議員 長 田 安 雄

蒲 建一

杉 本 健 三

伊嶌明博

松本紀史

谷澤 政司

中田清介

藤江久子

小 谷 伸 一

北 村 征 男

松葉晴彦

実効性のある「潤いのあるまちづくり」施策の早期実施を求める決議

高山市では「安全で快適な都市環境の形成と市民の福祉の増進に寄与すること」を目的とする、「高山市潤いのあるまちづくり条例」を制定しています。この条例に定められた基本理念では「景観に影響を与えるあらゆる行為は、市民共有の資産である自然や伝統文化と調和した美しい都市景観の創出に寄与するものでなければならない」とし、まちづくりは、「市、市民、事業者の信頼と理解のもとに、協働して行わなければならない」としています。

さらに条例では、市・市民・事業者の責務も定められています。特に「事業者の責務」では、「事業者は、開発事業が周辺に及ぼす影響に配慮し、自然環境の保全、市民の安全で快適な生活環境の保持及び自然や伝統文化と調和した美しい都市景観の創出に努めなければならない」と定められています。

しかし、現在市内各所において、高層建築物の建設計画が明らかとなり、地域住民と事業者との間で、建築物の高さに対する意識の相違や利害関係などから、大きな問題となっています。こうした問題を地域住民だけでなく市民の立場から解決するためには、より実効性のある条例等による明確な指針・施策が必要です。

よって、高山市は景観法に伴う景観計画の策定とともに、市域全域の行政指導できる土地利用計画の策定、都市計画区域・用途地域の早期見直し、高度地区の早期設定など、早急に実効性のある施策を講じるよう求めるものです。

以上のとおり決議する。

平成18年12月21日

高山市議会